

農林水産省説明資料

令和8年4月

農林水産省

大臣官房
環境バイオマス政策課

農村振興局
農村計画課

● 大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ （令和7年12月23日：大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定） 抜粋

再生可能エネルギーについて、2012年のFIT制度開始以降、特に太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で、自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例がみられている。再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域との共生や環境への配慮が大前提である。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。

政府として、「不適切事案に対する法的規制の強化」「地域の取組との連携強化」「地域共生型への支援の重点化」という3つの柱からなる「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を策定し、関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

3. 地域共生型への支援の重点化

○望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】

・営農型太陽光発電については、農業との両立が図られる望ましい取組を明確化するとともに、地方公共団体等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。あわせて、農業との両立が図られない等の不適切な取組に対しては厳格に対応する。

望ましい営農型太陽光発電の考え方（案）

- 国が営農型太陽光発電のあるべき姿を明確化し、地方公共団体等がそれに沿って適否を判断できるようにすることで、営農型太陽光発電の適正化を図る。

望ましい営農型太陽光発電の考え方（案）

営農型太陽光発電の基本理念

- 適切な営農の継続を大前提として、特例的に農地一時転用を認めるものであること
(規定の収量減少のおそれがなく、発電設備は簡易な構造で容易に撤去できるものであること)
- 将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること
- 農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること
- 地域と共生し、地域活性化に資する取組であること

基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

① 営農に関すること

- ・(営農者)地域計画に位置づけられた者であること
- ・(営農者)栽培する品目について50万円以上の生産・販売実績等を有している者であること
- ・(品目)地域で栽培され、販売ルートが確立している品目であること
(米・麦・大豆は一定の遮光環境下でも適切な栽培管理を前提に規定の単収を確保することが可能)
- ・(品目)原則毎年収穫可能な品目であること 等

② 発電設備に関すること

- ・遮光率が30%未満であること
- ・機械作業に支障がないものであること（最低地上高3m以上、支柱間隔4m以上） 等

③ 地域との共生に関すること

- ・地域の農業者や周辺住民をはじめとした地域の合意が得られていること
- ・発電事業者から営農者等に対し適正な利益還元を行うこと
- ・土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと
- ・撤去費用の確保が確実であること 等

制度見直しの検討方向（案）

- 望ましい営農型太陽光発電の考え方を「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本方針に明記し、国としての考え方を明確化

- 地方公共団体等が、国の基本方針に沿って望ましい営農型太陽光発電の適否を判断できるように関連制度を見直し



営農型太陽光発電の適正化

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針（告示）改定案概要

1 営農型太陽光発電の基本理念

営農型太陽光発電は、適切な営農の継続を大前提として、農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、特例的に農地を一時転用し、上部空間に太陽光発電設備を設置するものである。また、下部の農地において栽培する農作物の単位当たりの収穫量（単収）が、同一市町村区域内の同じ年産の平均的な単収と比較して、概ね2割以上減少するおそれがないものとする必要がある。加えて、次に掲げる取組とする必要がある。

- ・将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること。
- ・農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること。
- ・地域と共生し、地域活性化に資する取組であること。

2 基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

(1) 営農に関すること

- a 営農者・地域計画において10年後の農業を担う者として位置づけられていること。
- ・栽培に必要な労働力が確実に確保されていること。
 - ・栽培品目について、50万円以上の生産・販売実績等を有しているなど、業としての農業の持続性が確保されていること。
- b 品目
- ・栽培する農作物が、地域で一般的に栽培され、一般的な販売ルートが確立している品目であること。また、「一般的な販売ルート」には、一般的に市場価値が認められないものを発電事業者等が買い取る場合は含まれないことに留意すること。なお、これまでの実証研究等によると、米、麦、大豆は、(2)に掲げる遮光環境下であっても、適切な栽培管理を前提に、1に掲げる単収を確保することが可能である。
 - ・原則毎年収穫可能な品目であること。作物の性質上やむを得ない場合であっても、3年以内に計画収量を確保できる品目であること。

(2) 発電設備に関すること

- ・設備の遮光率が30%未満であること。ただし、遮光率での判定が困難な設備は、作物の生育期間を通じてほ場の全ての地点で日射量の減少が20%未満であること。
- ・ほ場からの最低地上高が概ね3メートル以上、かつ、農業機械の進行方向に対して支柱の間隔が概ね4メートル以上確保されていること。（定義等をより詳細に記載予定）

(3) 地域との共生に関すること

- ・地域における協議会等及び地域計画の協議の場において合意が得られていること。
- ・発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元が行われること。（減収額等以上の水準で発電事業者、営農者間での協議・合意が必要な旨をガイドラインに記載）
- ・保険加入等、設備の損壊等による第三者への損害に対する補償が確実であること。
- ・虫食い状の設置など、土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがあるものでないこと。
- ・撤去費用の確保が確実であること。

3 基本計画の作成に関する留意事項

市町村は、営農型太陽光発電設備を基本計画に含め、同設備の設備整備計画を認定しようとする場合は、1, 2の考え方に従うものとする。

なお、公的機関による複数年の試験栽培結果等の科学的根拠の提示により基本理念の着実な実現が確保される場合には、国及び都道府県の助言に基づき、2について市町村が農業・農村の振興の方針や経営形態の特色・多様性に応じて特例的な対応を定めることができる。また、都道府県の機関と試験的栽培を行う場合も、同様に特例を設けることができる。

4 設備整備区域

位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる区域であること。特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

- a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとなるおそれがないこと。

また、営農型太陽光発電は単収及び作業効率の低下を招くおそれや、将来的な土地改良事業の施行や農業経営規模拡大に影響を及ぼすおそれがあることなどを踏まえ、良好な営農条件を備えた農地を確保する観点等から営農型太陽光発電の設置が適当でないとして市町村が判断した農用地区域内農地を設備整備区域に含めることはできない。

5 設備整備計画の認定に関する留意事項

市町村は、申請に係る農地の一時転用期間が10年以内かつ適切であるか、栽培実績書及び収支報告書が毎年度確実かつ適切に提出されるか等を確認した上で認定の是非を判断する。なお、設備整備計画の認定に際し、必要に応じて国及び都道府県の助言等を受けることができる。

6 協議会の運営に関する留意事項

発電される電気の需要家が特定されている場合、当該需要家を構成員とすることについて特に留意するものとする。

7 国による施策の総合的な推進

技術的知見が求められる営農型太陽光発電に関する取組が行われる場合は、**3**国は、相談窓口を通じたきめ細やかな情報提供や助言等に努めるものとする。

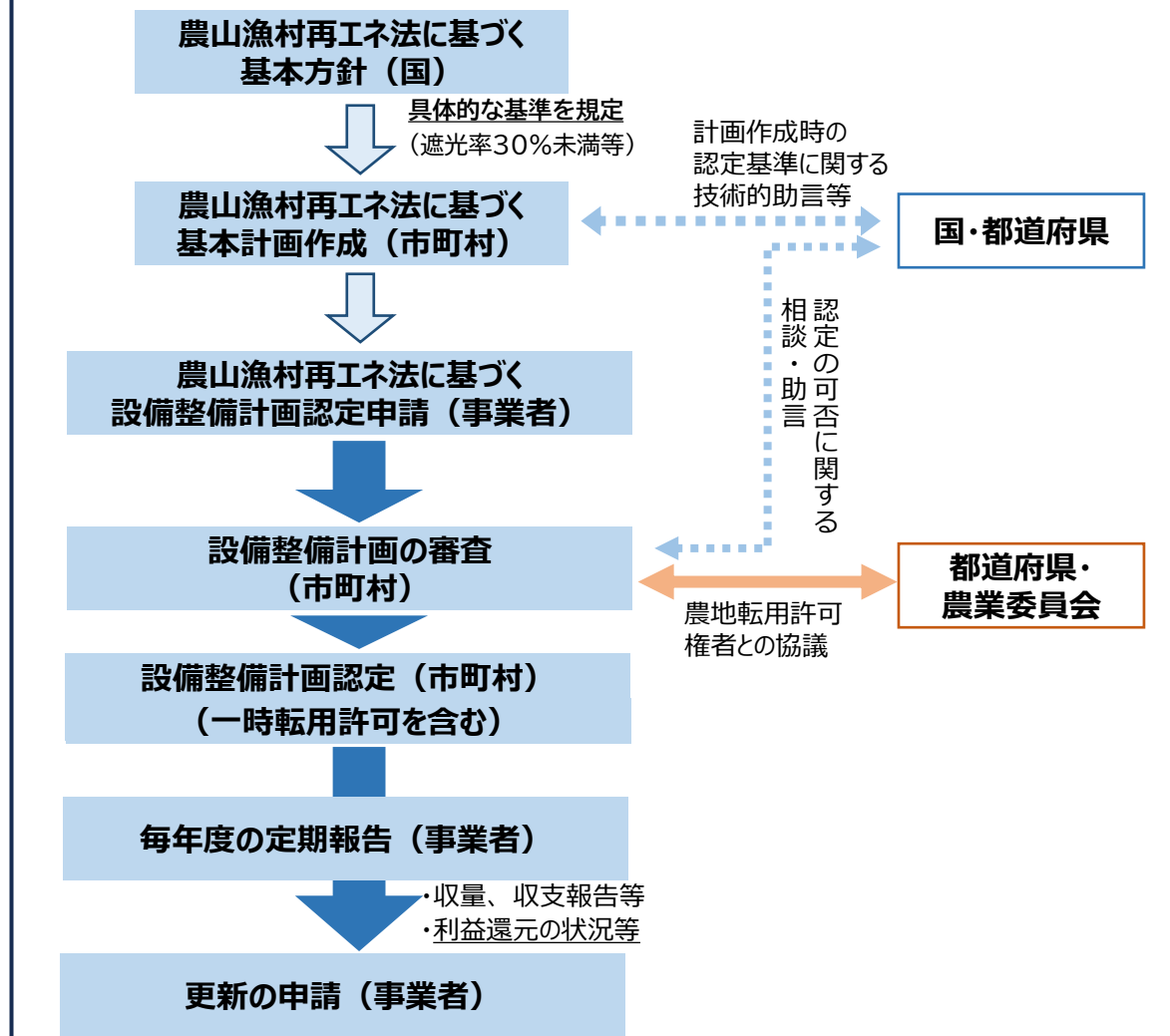
新たな制度の手続きフローについて（案）

- 望ましい営農型太陽光発電に適合することについて、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく認定を受けることを一時転用許可の条件として位置づけることで、農地法単独では考慮することが難しい地域共生等の観点を営農型太陽光発電の制度として組み込み、適切な導入を図る。

【現行制度(農地法)】



【新たな制度(農地法+農山漁村再エネ法)】



関係規定の改正について（案）

- 農地法に基づく取扱いから、農地法及び農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取扱いとするため、関係規定を改正。

項目	現行規定の内容	規定改正の方向性
望ましい営農型太陽光発電の考え方	(規定なし)	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針（告示） に規定 (詳細はP3)
農地転用不許可の基準	単収がおおむね二割以上減少するおそれがある場合等は 不許可 (農地法施行規則)	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定の見込みがない場合は不許可 (農地法施行規則) ※現行の単収要件等は農山漁村再生可能エネルギー法基本方針に規定
農振農用地における取扱い (設備整備区域)	営農型太陽光は一時転用として扱われており、一時転用は農振農用地を含め転用可 (農地法施行令、同施行規則)	望ましい営農型太陽光発電に限り、農振農用地を含め設備整備区域を設定できるよう規定（農地法上は一時転用） (農山漁村再生可能エネルギー法施行規則)
設備整備計画の内容、添付書類、報告様式等	農地法施行規則 に規定	利益還元の取組や販売先等について新たに記載するよう、 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定に関する省令 に規定

既存事業者への対応の厳格化について(案)

法の不遡及の原則等を踏まえ、既存事業者については、現在の基準を適用させることが基本となるが、最大限、厳格に対応する。

1. 新たな基準への適合促進

現在の基準（農地法省令）

- ① 下部農地での営農の適切な継続が確実か
 - ▶ 生産された農作物の品質が著しく劣化しないか
 - ▶ 平均的な単収より2割以上減収しないか
- ② 毎年の栽培実績及び収支報告が適切に行われるか
- ③ 農作物の生育に適した日照量が保たれるか
- ④ 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（最低地上高2m以上）であるか

等

新たな基準（案）（農山漁村再エネ法基本方針）

再許可時の許可基準に追加

- ア 栽培に必要な労働力が確実に確保されていること
- イ 栽培品目について、50万円以上の生産・販売実績等を有しているなど、業としての農業の持続性が確保されていること
- ウ 栽培農作物が、地域で一般的に栽培され、市場価値があり、一般的な販売ルートが確立していること
- エ 原則毎年収穫可能な品目であること。やむを得ない場合でも3年以内に計画収量を確保できること

「望ましい取組」として明確化

- オ 営農者が地域計画において、10年後の農業を担う者として位置づけられていること
- カ 発電設備の遮光率が30%未満（遮光率での判定が困難な設備は日射量の減少が20%未満）
- キ ほ場からの最低地上高が概ね3m以上、かつ、支柱の間隔が概ね4m以上確保されていること
- ク 発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元が行われること

等

2. 国主導の取締り強化等

- 都道府県と一体となって対応する国の審査/現地調査の対象の下部農地面積を4haから2haに引き下げ
- 勧告・命令の判断基準の明確化
例：実績報告書の未提出、是正の指導に従わない、2年以上継続して収量要件を大幅に下回っている、営農計画どおり収穫が行われない 等
- 国に報告された栽培実績データのほか、衛星データも活用し、不適切案件を捕捉し勧告・命令相当であることを自治体へ通知
- 勧告を受けてから所要の期間内に改善が見られない者による再許可申請は不許可とする運用方針の明確化
- 一時転用許可期間の短縮によるチェックの強化

等

既存事業者への対応の厳格化について(案)

- 国も、許可権者等（都道府県・市町村・農業委員会）と一体となって、不適切事案への取締りに関与。

実績報告書の提出 不適切事案の指導

国も監視に協力

- 年1回の書面による確認
- 【拡充】**
 - 都道府県と一体的に対応する
国の審査・現地調査を拡大
(対象を4ha→2haに引下げ、
国も同行)
- 【新設】**
 - **作物の生育期間中に
現地調査することをルール化**
- 【新設】**
 - 栽培実績や衛星データ等から
国も不適切案件を捕捉

勧告（FITも一時停止） 命令

国が取締の後ろ盾に

- 【新設】**
 - **勧告・命令の判断基準を
国で明確化**
(既設事業者含め確実な営農を促進)
- 【新設】**
 - **国が捕捉した
勧告・命令相当の事案を
許可権者等（都道府県・市
町村・農業委員会）へ通知**

許可取消・撤去（FITも取消） 再許可

国が取締の後ろ盾に

- 【新設】**
 - 勧告後に**改善がない場合は
再許可しないとの判断基準
を国で明確化**
- 【新設】**
 - **撤去費用のチェックの強化等のため、
再許可の期間を短縮すること
を国で明確化**

【従来の対応】

- 年1回の書面による確認
- 現地調査
(4ha超は国も同行)

- 勧告・命令の明確な基準はなく、
許可権者による個別判断。

- 指導・勧告が行われているもので
も、書類上、改善が見られる計画で
申請があった場合は再許可。

今後期待される営農型太陽光発電の取組

- 営農型太陽光発電は、適切に取り組まれる限りにおいては農業経営の改善につながる手段の一つとして有用である。
- 地域活性化につながる取組やエネルギー地産地消の取組など、今後の拡大が期待される取組も現れており、農山漁村再エネ法に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進していくことが重要。

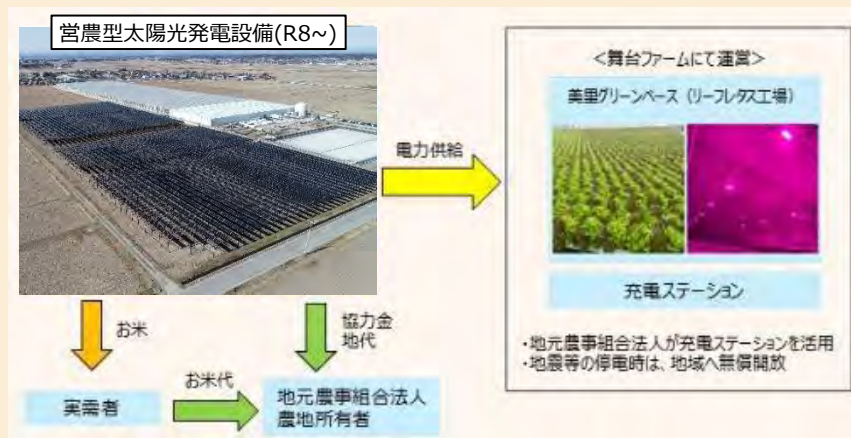
市民エネルギーちば（株）（千葉県匝瑳市）

- ◆ 発電よりも農業を優先した設備設計を行い、有機大豆や有機大麦を栽培。
- ◆ 売電収入は地権者への地代や営農者への協力金（8万円/10a）のほか、基金として積み立て、耕作放棄地の再生や地域の環境保全活動などに活用。
- ◆ 令和元年9月の台風15号に伴う停電の際には携帯電話等の無料充電所として開放し、地域住民150名が利用。市と災害時の協定を締結し、非常用電源として活用できる体制を整備。
- ◆ 株式会社TERRAと連携し、営農型太陽光発電におけるペロブスカイト太陽電池の導入実証や水稻栽培への展開も予定。



（株）舞台ファーム（宮城県美里町）

- ◆ 令和3年、美里町に太陽光とLEDを併用した大型レタス栽培施設（美里グリーンベース）を開設。東北・関東・中部地方に出荷。
- ◆ 隣接する水田に営農型太陽光発電設備を設置し、施設での使用電力の約78%を賄うことをはじめ、地域の農業のカーボンニュートラル推進に向けて、営農型太陽光発電を活用（令和8年3月稼働開始）。
- ◆ 同社は農業の課題解決策として今後取組の全国展開を構想。



參考資料

営農型太陽光発電とは

- 営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に支柱を立てて、太陽光パネルを設置し、下部の農地において営農を継続しながら発電を行う事業。
- 適切に実施すれば、作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の改善が期待できる取組手法となり得る。



露地の畑の上部にパネルを設置（大豆）

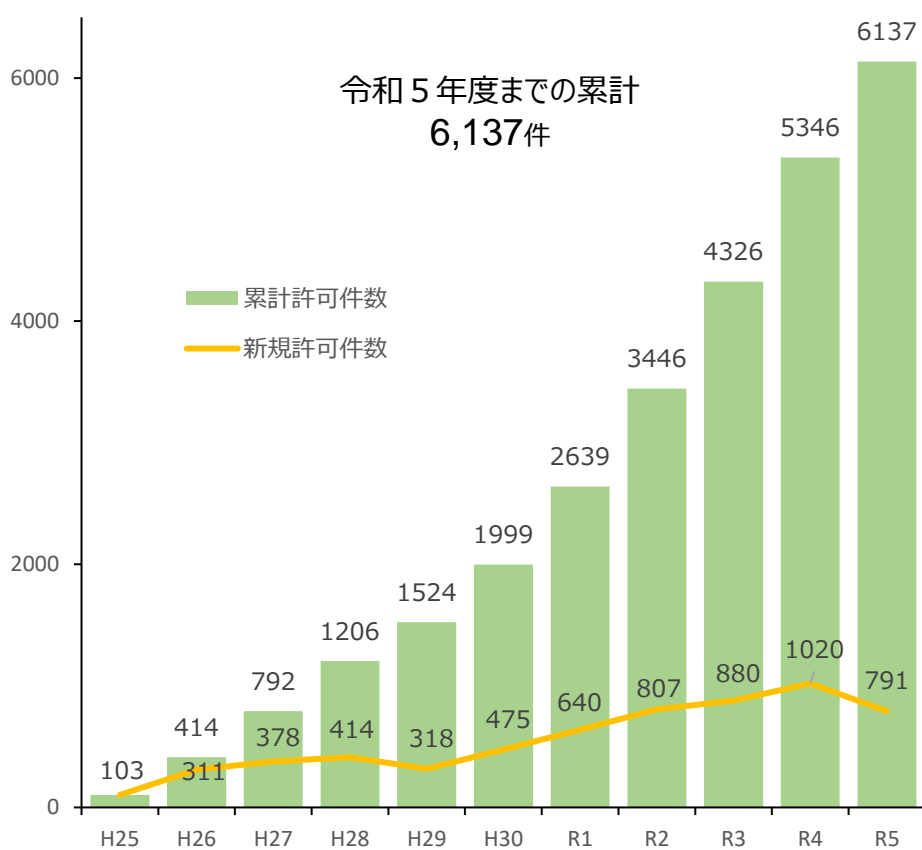


パネル下でのトラクターによる
耕運作業の様子

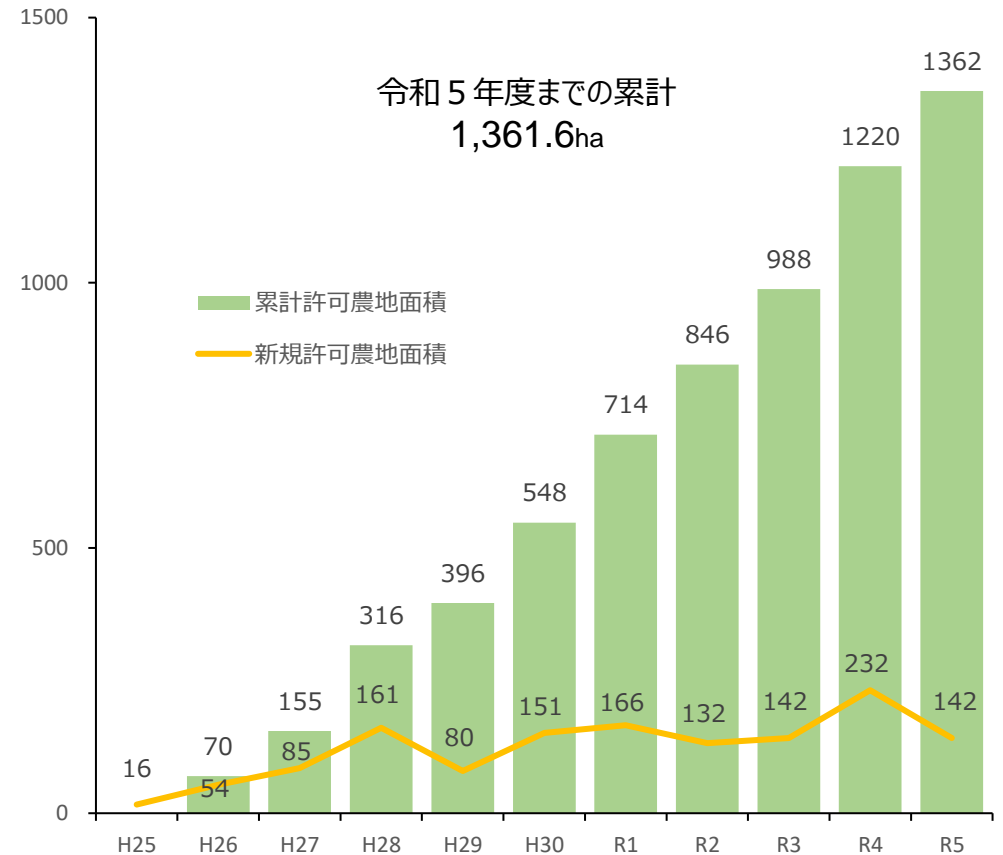
営農型太陽光発電設備の許可件数等の推移

- 営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数は、令和5（2023）年度までに6,137件、その発電設備下部の農地面積は1,361.6ha。

営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数



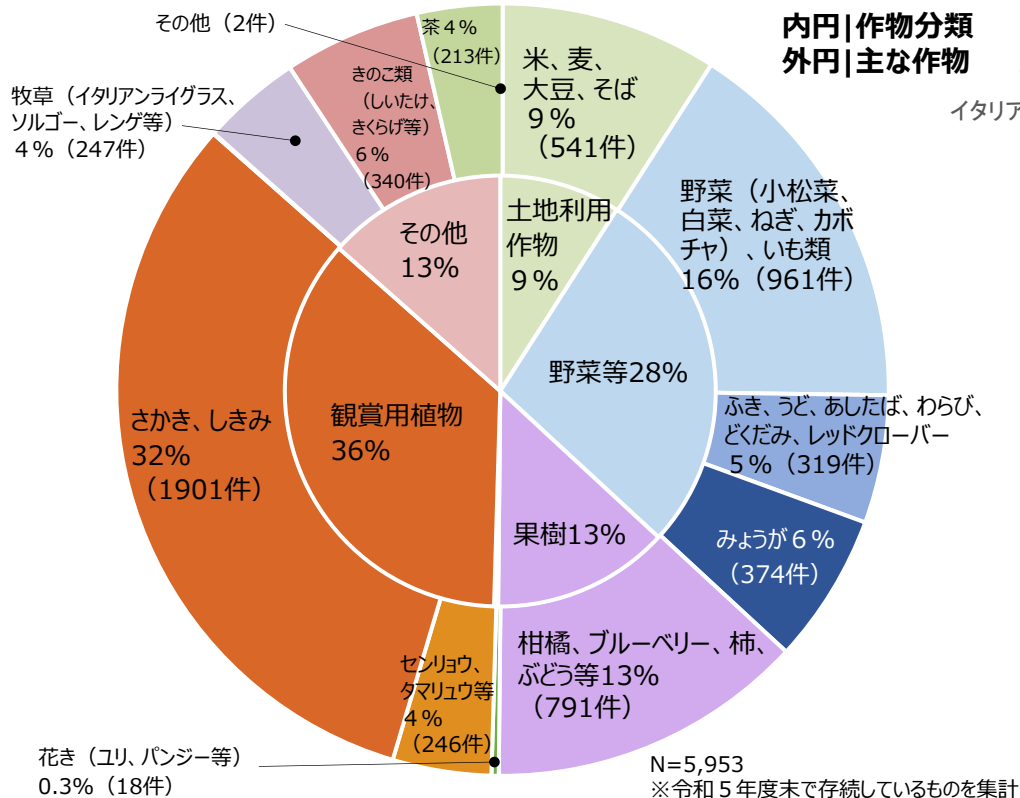
営農型太陽光発電設備下部の農地面積



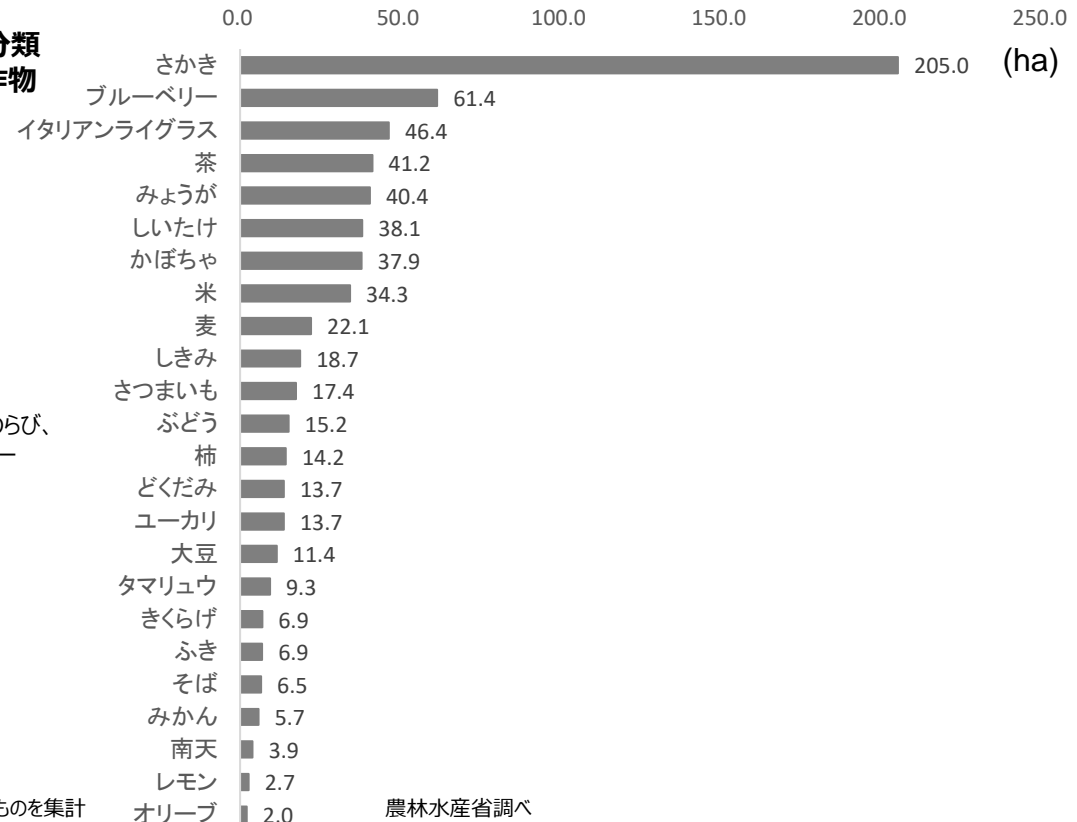
営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物

- 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物の分類をみると、観賞用植物が36%（2,147件）と最も多く、次いで、野菜等が28%（1,654件）、果樹が13%（791件）の順に多い。
- 主な作物別にみると、さかき、しきみが32%（1,901件）、みょうがが6%（374件）となっており、太陽光パネルにより遮光することを前提とした特徴的な作物が多く栽培されている。

下部農地での栽培作物（件数別）



下部農地での栽培作物（面積上位20品目）



営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障がある割合

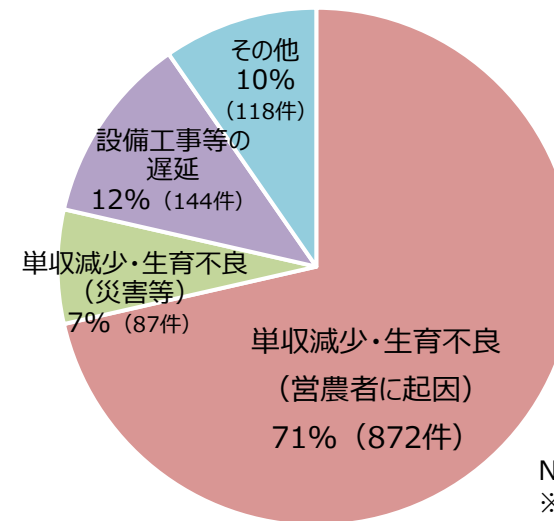
- 令和5年度末において、営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障があったものの割合は24%（1,221件）となっており、前年度と比較して2%上昇（294件増）した。
- 支障の内容をみると、単収減少・生育不良（営農者に起因するもの）が71%（872件）となっており、このようなケースに対しては、農地転用許可権者が改善措置を講ずるよう指導を行っている。

下部農地での営農への支障の割合（令和5年度末）

営農型太陽光発電設備数	5,167件 (4,189件)
うち支障あり	1,221件 (927件)
割合	24% (22%)

※令和5年度末で存続しているものを集計。
ただし、施設整備が未完了であるものが多い
令和5年度新規許可分は除外
※括弧内は令和4年度末実績

営農への支障の内容（令和5年度末）

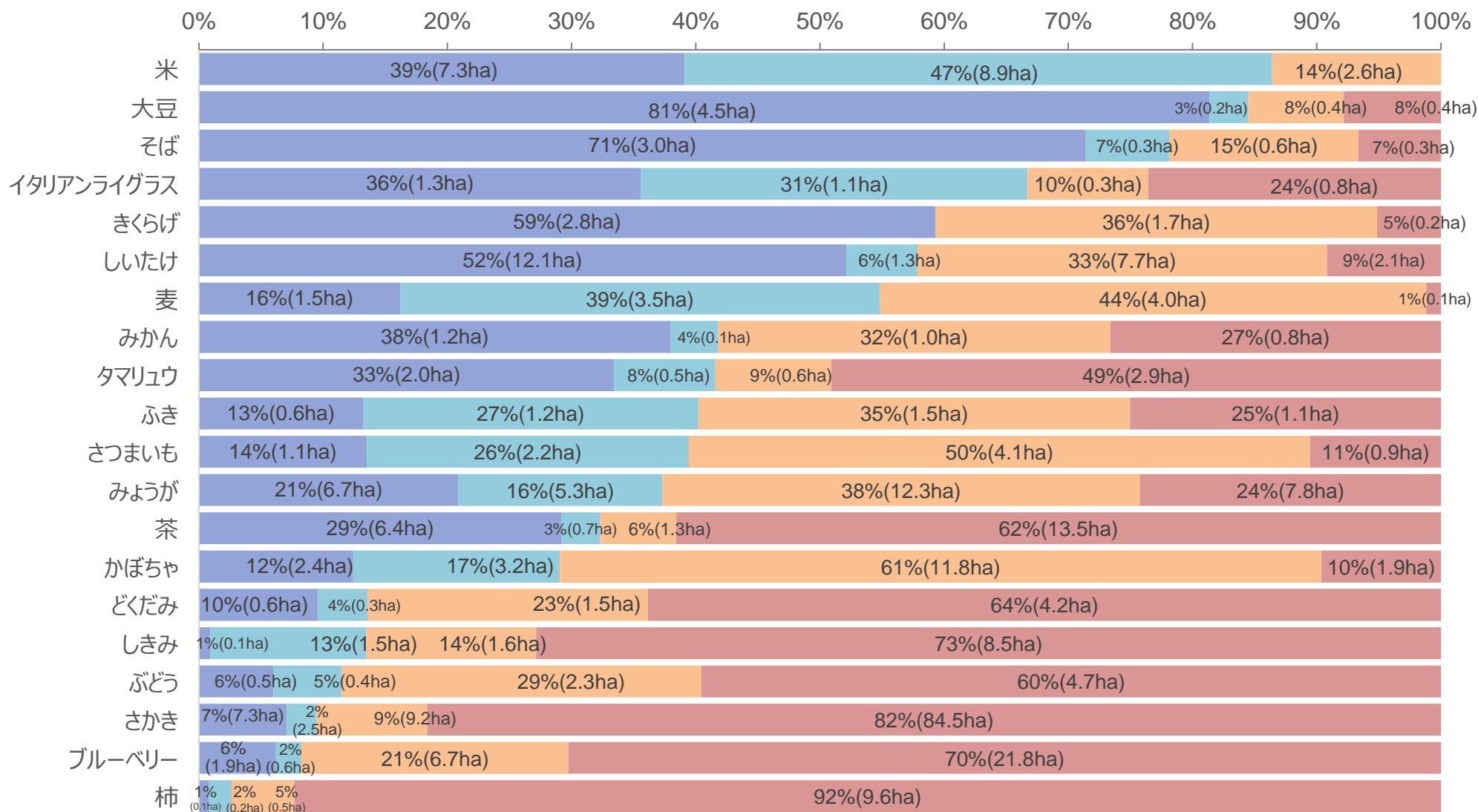


N = 1,221
※令和5年度に営農に支障があったと回答したものを集計

単収減少・生育不良（営農者に起因）	営農者の栽培管理等が不適当であったことにより、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているものや、生育状況が不良であるもの。
単収減少・生育不良（災害等）	台風等の災害、営農者の病気等により、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているものや、生育状況が不良であるもの。
設置工事等の遅延	営農型発電設備の設置工事が作付適期に完了しなかったため、作付けできなかったこと等によるもの。
その他	支障の内容が正確に把握できないもの等で、上記に該当しないもの。

作物別の単収確保割合一覧 (面積ベース)

※本データはサンプル数やデータ検証等の課題があり、傾向の把握のみに利用するものとする。



※地域の平均的な単収と比較して、単収が、■ 90%以上 ■ 80%以上90%未満 ■ 0%超過80%未満 ■ 0%(育成中を含む)

※括弧内の数字は3ヶ年平均(令和2年度~令和4年度)の面積(単位:ha)。単収80%以上の割合が高い作物順にグラフを作成。

- 令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村政策審議会企画部会にて、食料・農業・農村基本計画の議論が進められ、4月11日（金）に閣議決定されたところ。
- 同計画において、営農型太陽光発電は望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進することとなっている。

● 食料・農業・農村基本計画 抜粋

イ) 再生可能エネルギーの利用推進

農山漁村における再生可能エネルギーは、相談窓口の設置や営農型太陽光発電のモデル的取組の支援等により、2023年度の経済規模は774億円となり、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」（平成26年5月制定、令和3年7月一部改正）における2023年度目標である600億円を達成した。

一方、太陽光発電のFIT調達価格は、10円/kWh程度まで下落しているほか、出力制御エリアは全国に拡大しており、今後はこれまでのような売電収入は見込めないため、FIT/FIPのみに依存しない、再生可能エネルギーの農山漁村への導入推進や先進技術の導入が課題となっている。

このため、太陽光やバイオガス等の再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消の取組のモデルの構築や普及、エネルギーを地域全体で管理し効率的に活用する農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS）の導入を推進するとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）などの導入効果の検証等を行う。また、**営農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。**

くわえて、農業水利施設を活用した小水力等発電について、優良事例の横展開、関連施策の周知等により導入を促進する。

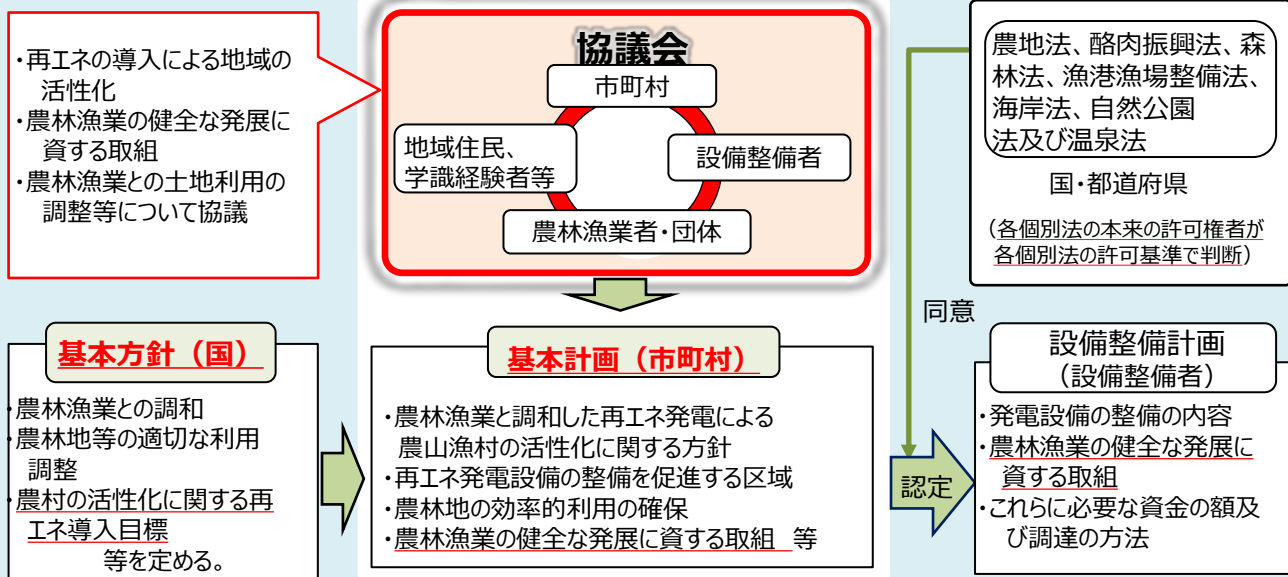
農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- 平成25年11月、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が成立。（平成26年5月1日施行）
- 本法律では、市町村が、関係者と協議を行いつつ、再生可能エネルギーの導入に関する計画を作成。
- 食料生産や国土保全等の農山漁村が保有する重要な機能の発揮に支障を来すことがないように、農林地等の利用を適切に行うとともに、再エネ導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する枠組みを構築。

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



3. 認定された設備整備計画に係る特例措置

- ① 農地法等の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）
- ② 地域資源バイオマス発電設備に係るFIT制度上の出力制御ルールの特典
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等について第1種農地の転用不許可の例外等

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

第5回検討会議事概要

○方向性としては妥当であるが、新しく前向きな取組や**地域が良いと認める取組は取り入れられるようにして欲しい**等の意見があった。

(議事の概要)

○理念や個別の形状・形態の考え方はまとまっており、農山漁村再エネ法の基本方針に沿って適否を判断する今回の方向性については妥当。

○遮光率については、30%未満が妥当といった意見もあった一方、30%を若干超えている設備で適正に農業がされているものもあるとの意見があった。

○太陽光への風評が厳しい中でも、農業の課題解決に資する取組の1つとして、良いものは取り入れていく方向性を示して欲しい。

○新たな考え方で示される形状・形態によって取組が固定化されることにより、新しく前向きな取組が生まれず、イノベーションが阻害されるおそれがある。ルールとしても、地域の特性も踏まえ、地域が良いものと認める取組は取り入れられる仕組みが必要。基準を定めて終わりにするのではなく、今後も継続的に検討を続けて欲しい。

○農山漁村再エネ法を活用する場合、市町村のリソースや各地の有識者が不足することが課題。国は伴走支援等を考えられないか。手続きが円滑に進む仕組みが必要。

○営農型太陽光発電に関する科学的知見の集積に向けて、研究機関に取組を促していくことが重要。

○地域を巻き込みながら、地産地消の枠組みの中で営農型太陽光発電を実現することが重要。

○望ましい営農型太陽光の枠に収まらない既存事業者への対応が課題。一度設置した設備を変更することは現実的に困難。

○地域計画や農振農用地区域等のエリア内では原則として設置を認めるべきでないとの声もある。他方で、発電設備を活用することで農業経営の向上を目指す取組もある中で、一律で排除するのも適当と言えない。

○適正な利益還元については、営農型太陽光発電を置くことで農業・農村の利益がいかに増大するかが重要。仮に基準等の考え方を示す場合には、多様な事業者が関わる営農型太陽光発電においては様々な取組のパターンがあるため、取組主体毎のパターン分けや、多種多様な地域貢献を網羅的に評価できるかが課題。最低水準を定めることでむしろ金額が抑えられる懸念等もあり、慎重に検討する必要。